

未登記家屋の所有者変更について

お持ちになっている物件のうち、未登記家屋の所有者を変更する場合には、以下を参考にして、書類をご提出下さい。

① 相続

- ・未登記家屋所有者変更届
- ・相続関係説明図
- ・遺産分割協議書または遺言書(公正証書によらない場合は家庭裁判所の検認要)
- ・協議書等に署名した者の印鑑証明書
- ・相続関係等を確認できる戸籍謄本や除籍謄本
- ・新所有者の住民票または戸籍の附票
(ただし、新所有者が新居浜市在住の場合は提出不要)

② 贈与

- ・未登記家屋所有者変更届
- ・旧所有者と新所有者の印鑑証明
- ・新所有者の住民票(ただし、新所有者が新居浜市在住の場合は提出不要)
※新所有者が法人の場合においては、履歴事項全部証明書

③ 売買

- ・未登記家屋所有者変更届
- ・売買契約書等、売買契約の成立を証する書類の写し
- ・旧所有者と新所有者の印鑑証明
- ・新所有者の住民票(ただし、新所有者が新居浜市在住の場合は提出不要)
※新所有者が法人の場合においては、履歴事項全部証明書

④ その他(錯誤・財産分与・代物代弁・交換・譲渡担保・共有物分割・判決等)

- ・未登記家屋所有者変更届
- ・事実を証する書類(契約書、協議書、確定判決正本等)
- ・旧所有者と新所有者の印鑑証明(判決の場合は旧所有者分不要)
- ・新所有者の住民票(ただし、新所有者が新居浜市在住の場合は提出不要)
※新所有者が法人の場合においては、履歴事項全部証明書